



**EY**  
Building a better  
working world

2020年7月  
税務アドバイザリーサービス

## タックスアラート 移転価格

2020年7月タックスアラート – 移転価格に関する最新情報:

- ▶ 2020年6月24日付政令68/2020/ND-CP による支払利息の損金算入限度額の変更
- ▶ 関連者間取引を行う企業の租税管理に関する政令20/2017/ND-CP に代わる政令草案

# 2020年6月24日付政令68/2020/ND-CPによる支払利息の損金算入限度額の変更

2020年6月24日、ベトナム政府は、関連者間取引を行う企業の租税管理に関する政令20/2017/ND-CP(政令20号)第8条3項を修正する政令68/2020/ND-CP(政令68号)を公布了。

政令68号は、2020年6月24日から効力を発し、2019年度以降の法人所得税(CIT)に対して適用されます。主な修正点は以下のとおりです。

## 支払利息の損金算入限度額の引き上げ、および支払利息の計算方法の変更

損金算入可能な支払利息(純額)は、(当期純利益+支払利息(預金および貸付金の受取利息を相殺した後の純額)+当期に発生した減価償却費)の合計の30%が上限となります。

## 支払利息(純額)の翌年以降の課税期間への繰越

ある課税期間において損金算入上限額を超える支払利息が発生した場合には、会社は損金不算入となった支払利息を翌期以降に繰り越すことができます。将来の課税年度において損金算入可能な支払利息が上限額を超えないとき、過去に損金不算入として繰り越された支払利息は、当該年度の限度額まで損金算入できます。繰越可能期間は、損金不算入となった支払利息が発生した課税年度の翌年から5年間です。

## 適用対象外

政令20号において、支払利息の損金算入限度額は、金融機関法における金融機関、および保険業法における保険会社について、適用対象外とされていました。今回の政令68号への改正においても、以下のローンから生じる支払利息含め、適用対象外として規定されています。

- ▶ 政府開発援助(ODA)ローン
- ▶ 政府がオフショアから調達して企業に貸し付ける、政府が実行する譲許的融資
- ▶ 新しい農村地域および持続可能な貧困削減プログラムに関連する特定の国のプログラムを実行するためのローン
- ▶ 国の福祉施策を実行するためのプログラムやプロジェクトへのローン(第三国定住のための住宅、労働者や学生のための住宅、その他の公共福祉プロジェクト)

## 2017 年–2018 年への遡及適用

政令 68 号は 2017 年–2018 年への遡及適用を認めています。具体的には下記のとおりです。

- ▶ 納税者は、2021 年 1 月 1 日より前に、支払利息の損金算入額および未払法人税額(該当する場合)を再決定するために、2017 年–2018 年の法人税確定申告を修正申告を提出することを認められている。
- ▶ もし既に納付した法人税および遅延利息が、再決定した法人税額および遅延利息よりも大きい場合、当該金額は 2020 年以降 5 年以内の法人税額と相殺される。
- ▶ もし税務当局が既に税務調査を実施し最終結論を出していた場合、納税者は管轄税務当局に再決定をリクエストすることができる。

## 移転価格フォーム (Form-01) の変更

関連者および関連者間取引の情報を記載する政令 20 号の Form 01 は、政令 68 号の Form 01 に置き換わります。

## 関連者間取引を行う企業の租税管理に関する政令 20/2017/ND-CP に代わる政令草案

政令 20 号第 8 条 3 項を修正する政令 68 号の発行に加えて、財務省は関連者間取引を行う企業の租税管理に関する政令の草案の最終決定に向けて作業を進めています。

2020 年 6 月 4 日時点の当該草案による重要な変更点については下記のとおりです(データソース: <http://www.gdt.gov.vn/wps/portal>)。

### 独立企業間価格

独立企業間価格レンジの定義を、第 35 百分位<sup>1</sup>(従来は第 25 百分位)から第 75 百分位に変更することを提案しています。中央値は第 50 百分位です。この変更により、独立企業間価格レンジは狭まることになります。

### ベンチマーク分析の比較対象を選定するための範囲を拡大する際の原則

比較対象選定の優先順位に変更はありません。具体的には、(i) 納税者内部での比較、(ii) 納税者と同じ国・地域に存在する他社との比較、(iii) 業界および経済状況が類似している国・地域に存在する他社との比較、の優先順位です。

しかしながら、草案では、特定の特殊な関連者間取引で、独立した比較対象がない場合に、選定するための範囲を拡大するための原則の修正を提案しています。詳細は以下のとおりです。

---

<sup>1</sup> 百分位は、統計解析において、データの相対的位置をみるのに用いる数値です。

- ▶ 地理的に類似した市場での比較対象よりも、ベトナム国内での同じエリア・地域、で比較可能性が高い経済のサブセクターを比較対象として使用することを優先する。
- ▶ ベンチマーク分析の地理的範囲を拡大し、同等の業界状況と経済発展レベルの地域の国々を含める。

### **税務調査における、移転価格調整を決定するためのデータベースの使用**

草案は、移転価格調整を決定するためのデータベースは草案の第9条2項aに従うよう規定しています。具体的には、以下を含む、納税者の関連者間取引価格の決定や確定申告に使用されるデータベースです。

- ▶ 商業データベース
- ▶ 証券取引所で公開されている情報
- ▶ 国内・国際の商品およびサービス取引に関する利用可能な情報
- ▶ 省庁等の公式な情報源により一般的に公開された情報

### **移転価格文書作成免除ケースの補足**

草案によれば、(i) 関連者間取引がベトナムの納税者間のみで、(ii) 両者が同じ法人税率で、(iii) どちらの企業も課税対象期間において優遇税制の対象となっていない場合、移転価格文書の作成を免除されます。これは、現在の政令20号で既に作成免除とされているものに追加されるものです。

### **国別報告書(CbCR)の作成義務**

草案では以下のとおり国別報告書(CbCR)の作成義務を修正するよう提案しています。

- ▶ 課税年度に連結売上高が18兆ベトナムドン以上のベトナムの最終親会社は、Form 04 (CbCR)を作成し、期末日から12カ月以内に税務当局に提出しなければなりません。
- ▶ 海外の最終親会社が居住地国で国別報告書(CbCR)を提出する義務がある場合、ベトナムの税務当局は国際税務協定に基づく情報の自動交換により当該国別報告書(CbCR)を入手します。
- ▶ ベトナムの納税者は以下の場合に税務当局に国別報告書(CbCR)を提出する必要があります。
  - ▶ 海外の最終親会社が居住地国で国別報告書(CbCR)の提出義務がない場合
  - ▶ 最終親会社の居住する国・地域が、国際税務協定に署名しているものの、国別報告書(CbCR)の提出期限時点において自動交換を行うための権限のある多国間合意がない場合
  - ▶ 最終親会社の居住する国・地域は多国間合意をしているが、自動交換が停止している場合、もしくは、ベトナム税務当局に自動で国別報告書(CbCR)を提供できない場合
  - ▶ もし、同じグループで複数ベトナムに納税者が存在する場合、最終親会社は会計年度が終了する前に、ベトナム税務当局に対し、どの納税者が最終親会社の代わりに国別報告書(CbCR)を提出するのかを書面により通知する必要があります。

- ▶ 最終親会社が、会計年度末から 12 ヶ月以内に最終親会社の代わりに国別報告書(CbCR)を税務当局に提出する組織を任命し、以下の条件を満たす場合には、ベトナムの納税者は、ベトナム税務当局に国別報告書(CbCR)を提出する義務はありません。
  - ▶ 任命された組織の居住地国で下記のレギュレーションが存在する。
    - ▶ 法令等により国別報告書(CbCR)の提出を要求されている。
    - ▶ 国別報告書(CbCR)提出期限時点において、ベトナムとの多国間合意に署名している。
    - ▶ 自動交換が停止しておらず、ベトナム税務当局に国別報告書(CbCR)を提供できる。
  - ▶ 任命された組織が、最終親会社の会計年度末より前に、当該居住地国に国別報告書(CbCR)を提出する任命を受けたことを書面により通知している。
  - ▶ ベトナムの納税者が、ベトナム税務当局に書面で下記を通知している。
    - ▶ 国別報告書(CbCR)を提出する組織を任命した通知書
    - ▶ 最終親会社、もしくは、任命された組織の、名称、税務コード、居住地国等の通知書(最終親会社の会計年度末より前に)

政令草案によると、税務当局は、関連する国際税務協定に基づくベトナムのレギュレーションとコメントメントに従って、リスク管理と情報交換のために、国別報告書(CbCR)を使用します。国別報告書(CbCR)は、移転価格調整の目的には使用されません。

当該草案は、ベトナム税務当局が、多国間合意に基づく情報の自動交換により国別報告書(CbCR)入手できる外国の税務当局のリストを、税務ウェブポータルを通じて毎年公表するとしています。

現在、ベトナムは税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画のメンバーですが、多国間合意には参加していません。しかしながら、草案で提案されている国別報告書(CbCR)の自動交換のレギュレーションを考慮すると、将来参加することが予想されます。

### **EY の提案**

政令 68 号の公布と、政令 20 号に代わる政令草案の公表は、ベトナムの実際の状況をより反映し、また、納税者の問題解決に協力するために、ベトナム政府が移転価格のレギュレーションのフレームワークの強化に焦点をあてていることを示しています。

したがって、納税者は政令 68 号の内容を注意深く確認し、遵守することで、関連するリスクを効果的に計画・管理すべきです。さらに、納税者は、前述の草案の修正を定期的にモニタリングして最新の情報にアップデートすることで、政令草案が正式に公布された際に適切に遵守できるようにするべく、事業運営に与える変更の影響を積極的に評価することを推奨します。

## Contact

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax Advisory Services.

### Ha Noi Office

**Huong Vu** : Partner, Hanoi Tax Leader  
huong.vu@vn.ey.com

**Long Ngoc Pham** : Director, Transfer Pricing  
long.ngoc.pham@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Junichi Harada** : Associate Director  
junichi.harada@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Kyung Hoon Han** : Associate Director  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Robert King** : Partner, Indochina Tax Leader  
robert.m.king@vn.ey.com

**Phat Tan Nguyen** : Partner, Transfer Pricing Leader  
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Takahisa Onose** : Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Cheon Ju Lee** : Director  
cheon.ju.lee@vn.ey.com

**EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting**

**About EY**

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.  
All Rights Reserved.

**APAC No. 16070702**  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as legal, accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)